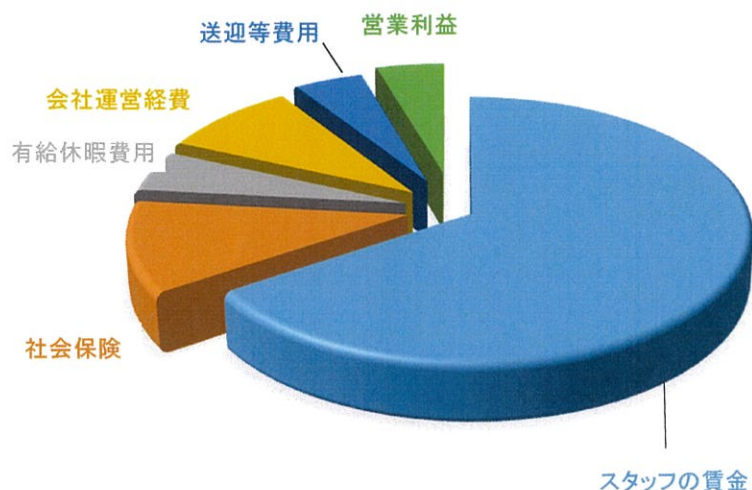


改正派遣法に基づくマージン率の公開について

対象期間：2026年4月1日～2027年3月31日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
25名	5事業所	13,673円	8,812円	35.6%



■内訳

契約料金の中で最も多くを占めておりますのが、派遣スタッフの賃金となります。

その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの各種社会保険料の会社負担分となります。また、派遣スタッフが取得する年次有給休暇についての費用も会社負担となります。

その他、派遣スタッフが利用する送迎についても会社負担とし、車両運行費用等について3.6%の会社負担がございます。

会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者並びに人材コーディネーター等の人件費などの事業運営費用が発生します。

これらをすべて差し引き、約4%程度の営業利益となります。

教育訓練に関する事項	派遣就業前に、新規採用者教育をはじめ、安全衛生教育及び食品衛生教育、その他の金属加工の教育の実施を必須としております。 派遣先企業における事業所ルールの教育を行い、定められた規定ルールを順守するように教育をしております。
教育訓練に関する事項 (海外人材向け)	派遣就業前に、新規採用者教育をはじめ、安全衛生教育及び食品衛生教育、その他の金属加工の教育の実施を必須としております。 派遣先企業における事業所ルールの教育を行い、定められた規定ルールを順守するように教育をしております。 海外人材の日本における就労について、在留資格に基づいた就労を遵守する事、並びに在留資格の取得・変更・許可について、教育を実施しております。

労働者派遣法30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	左記、労使協定の有効期間	左記、労使協定の対象となる 労働者の範囲
有	2026年4月1日～2027年3月31日	すべての派遣スタッフ

株式会社 アドバンスシステム
茨城県筑西市下中山561-22 ◇連絡先：0296-20-0608